

中小漁業融資保証法の一部を改正 する法律の成立について

昭和39年5月19日
39水漁第3250号
水産庁長官通達

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律は、4月15日法律第59号として公布されたが、本改正法の施行期日は7月1日を予定しているので、本年の総会において定款及び業務方法書の変更の議決を行なう等必要な準備手続を完了し、本改正法の施行に際し遺憾のないようにされたい。

なお、改正後の本制度の運用方針その他法律施行についての必要な事項については、おつて通達となされる予定であるが、とりあえず漁業信用基金協会定款例および漁業信用基金協会業務方法書例をそれぞれ別紙1および2のとおり変更したので、本年の総会における準備手続に際しての参考とされたい。漁業信用基金協会定款例（以下「定款例」という。）および漁業信用基金協会業務方法書例（以下「方法書例」という。）の変更の主要な内容は、おおむね下記のとおりである。

記

第1 定款例について

1 総 則

(1) 第1条（目的）について

本条については、従前のとおりでも差支えないが、組合等登記令の施行により漁業信用基金協会（以下「協会」という。）の目的が登記事項となつたことでもあり、条文の整理を行なつた。

(2) 第2条（業務）について

法改正に伴う変更である。中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第4条第1項の規定の趣旨にかんがみ協会は本条第1号については本定款例どおり記載することが適當であるが、本条第2号については協会の区域内の水産加工業および中小漁業の実情に応じ、定款例の規定の範囲内において適宜記載することとされたい。

2 会 員

(1) 第9条（会員資格）について

第1項の変更は、法改正に伴う変更であり、同項中第5号の変更については定款例どおり記載することが適當であるが、第6号以下の規定については第2条第2号の業務に必要な範囲内において記載することとされたい。例えば、会員資格を有する者を特定の種類の水産加工業を営む者に限ること等も可能であるので、協会の区域内の水産加工業の実情および中小漁業との関連について十分考慮し、実態に即した規定とすることとされたい。なお、会員名を直接定款に記載することはできないので、念のため申し添える。

(2) 第10条（加入手続）について

水産加工業協同組合等に会員資格を認めることに伴い、これらの者の加入手続について規定する必要があるので、この際条文の整備を図ることとした。

(3) 第12条（会員の届出義務）について

第10条の規定の整備に伴い、規定の整備を図つた。

(4) 第15条（脱退者に対する払いもどし）について法改正に伴う変更である。

3 役 職 員

(1) 第22条（被選挙権）について

会員資格の拡大に伴う変更であり、会員資格の規定内容に応じて記載することとされたい。

(2) 第26条の2（役員の実務義務）について

法第33条の2の規定の追加に伴う変更である。

本条と同旨の規定はすでに漁業協同組合模範定款例、事業漁業協同組合模範定款

例等においても規定が設けられているので、これらにならい、定款例に1条を設けた。第1項については、法上かような明文の規定はないが、役員と協会との関係は、当然に委任の規定に従うこととなるので、かかる当然の事項を定款例上明確に規定したにすぎない。なお、本条の内容については、定款にかような規定を設けると否とにかかわらず、法律上当然に効力を有するものであるので、念のため申し添える。

4 総会

第32条の2（総会の議事録）について

総会の議事録については、法令の規定の有無を問わず、定款に1条を設け、議長および主席した理事全員の署名を要するとする例が多いので、この定款もそれにならったものである。

5 事業の執行および会計

第35条（余裕金の運用）について

法改正に伴う変更であるが、法第42条第2号の主務大臣の定める有価証券としては、（ア）特別の法律により法人の発行する債券、（イ）社債券および（ウ）貸付信託の受益証券を予定している。預金については、信用事業を行なう漁業協同組合および水産加工業協同組合は法律上は金融機関の定義に該当するが、協会の余裕金の運用先としては適当ではないので、預金先として規定することは避けることとされたい。また金銭信託については元本補てん契約のあるものに限る、社債券については一般担保付又は物上担保付の債券に限ることとし、金銭信託、貸付信託の受益証券、社債券に運用する余裕金の額は、余裕金総額の5分の1以内とする旨の制限規定を設けることとしたので、ご留意ありたい。なお、金銭信託については信託先を規定する必要があるので〇〇銀行への金銭信託と信託先を明示し、明示しがたい場合にあっては総会で指定する信託業務を営む銀行への金銭信託と規定することとされたい。

第2 方法書例について

1 第1条（被保証人の資格等）について

被保証人資格に関する規定に加えて保証する債務を規定することとした。第6号については、改正法の施行に際し中小漁業融資保証法施行令の改正を行なつて、信用事業を行なう水産加工業協同組合および信用水産加工業協同組合連合会を本制度上の金融機関に指定することを予定しているため、必要のある協会にあっては総会の議決を徴しておかれたい。なお、第2号および第6号の規定における「総会の議決を経て本協会が指定する」とは、個別の組合を総会において指定するほか、指定されるべき組合の有すべき条件を総会において詳細に議決し、その条件に該当する組合を個々に決定することを理事にゆだねることも含まれる。

総会の議決を経て指定する組合は、金融機関としての十分な能力を有するものであるべきことはいふまでもないが、少なくとも次の各条件のすべてを具備するもの限り、かつ、具体的に組合を指定したときは、指定した日および組合名を水産庁長官（都府県庁経由）および農林中央金庫理事長（支所経由）あてご通知願いたい。指定した組合に係る名称も変更、合併その他の重要な事実が生じたときおよび指定を解いたときも同様とする。なお、指定した組合が指定後に次の条件の一を欠くに至ったときは、すみやかに指定を解くとともに、解除前においても当該組合からの貸付けについて新たに保証することのないように注意されたい。

（ア）前事業年度末における貯金残高が2千万円以上であること。

（イ）前事業年度末における貸付金残高が1千万円以上であること。

（ウ）前事業年度における組合員の水揚げ高（水産加工業協同組合にあっては組合員の製造金額）が5千万円以上であること。

（エ）常勤役員数の数が5人以上であること。

（オ）自己資本の額、余裕金の運用および信用事業の運営が水産業協同組合財務処理基準に合致していること。

（カ）その他債権管理能力を十分有すると認められること。

2 第2条（保証に係る借入資金の用途）について

水産加工関係の資金について規定したほか、漁業関係にあっては、設備資金の保証限度を撤廃した（第5条参照）こととも関連して、漁業経営上必要な設備資金を広く本制度の対象に含め、漁協および漁連の事業資金で本制度の対象となるものを

若干追加したので、この範囲内において、協会の区域内の実情に応じて規定することとされたい。

3 第3条（1被保証人について保証の金額の最高限度）について

現行の方法書例においては個々の協会の内容を問わず一律に会員の出資額の5倍と規定しているが、協会の業務の状況および出資の内容に応じた倍率を規定するという趣旨で「〇倍」と規定し、組合の組合員がその組合の組合員として保証を受ける場合には最高限度を50万円とした。また会員たる組合についての保証の金額の最高限度は、組合自体が被保証人となる場合および組合員がその組合の組合員として被保証人となる場合のそれぞれの保証金額の合計額を合算した金額がその組合の出資額の〇倍の範囲内に限ることとするのが会員相互の利用の公平を確保する意味で妥当であるので、第3条第2項の規定を設けた。なお、現在も市町村の出資を会員の出資に加算することを認めている協会が相当数存在しているのであるが、その取扱いについても必ずしも一律でなく、また従来の規定の趣旨も明確を欠く場合も見受けられたので、この問題についての取扱いを統一し、明確化することとした。すなわち、まず地方公共団体の出資は協会全体のために行なわれるものと考え（従って、この建前をとる協会については、1被保証人についての保証の金額の最高限度に関する規定の変更の認可の際その限度の引上げについて考慮されることとなる。）、この特例については方法書例上備考として記載することとし、市町村の出資を協会全体のためというよりはその区域内の漁協のために行なわれるものとする建前をとる場合にはその加算の方法等について明確に規定することとした。市町村の出資を加算した出資の額に応じてした保証につき、保証残高がある等の場合における当該市町村の脱退の制限等については、法令上は別段の規定も設けられていないので、運用上、保証中あるいは求償権が存する場合に当該市町村が脱退、減資等を行なうことのないよう、十分市町村と話し合いを行なつたうえで、これを認めていくようにされたい。また、市町村の出資加算については、漁協に対してのみこれを認めることが妥当と思料されるので申し添える。

4 第4条（保証の範囲）について

現行の所要資金の全額について保証することができる特例は、実情にも即さず、また、金融通念からみても妥当性に乏しいと考えられるので、第3項を削除することとした。

5 第5条（保証の金額の合計額の最高限度）について

第3条についての変更と同様、保証倍率は方法書例において一律に規定すること avoided。また設備資金のいわゆる保証枠については、協会の保証能力の向上および設備資金に対する需要の増大に伴い逐次引き上げてきたのであるが、今回この制限を撤廃することとしたので、今後は各協会において資金計画の策定に十分意を用い、保証枠の回転に留意しつつ運営するようにされたい。次に水産加工関係の保証については、中小漁業融資保証制度の本来の目的が中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にすることにあることにかんがみ、中小漁業者への保証に支障をきたすことのないよう、保証枠の制限規定を設けた。また、協会の新規保証の制限については、金融機関に対する信用の確保のため、余裕金の総額に本条第1項の倍率を乗じて得た額をこえて保証することとならないようにし、求償権の評価額等を金融機関に対する担保にすることを避けた。

6 第6条（保証に係る借入れの期間の最高限度および最低限度）について

期間の最高限度については、借入資金の用途別に定める方式を改め、単に運転、設備の別の最高限度を定めることとし、通常の運転資金につき1年をこえる借入れの期間あるいは設備資金につき耐用年数をこえることとなる借入の期間を認めるような取扱いとはなされないであろうことを期待した。なお、分割弁済期間の最低限度の規制もこれを廃し、これも金融通念に基づく協会の取扱いにまづこととした。

7 第8条（保証の申込み）について

組合の組合員が組合の組合員として保証を受け、またはその受けた保証につき求償権が存するときは、その組合の脱退事由の制限にともない、また、組合の出資の利用を伴う保証については組合を通ずる保証の申込方式をとることが適当であるので、申込みに際してはその組合の発行するあつせん書または承諾書を協会に提出せしめることとした。

8 第17条（借入条件の変更等による保証料の払いもどし）について

制度改正後において予想される保証件数の増加に対処し、また事務の簡素化を図るため、極めて少額な保証料の払いもどしはこれを行なわないこととし、また払いもどしの請求について除斥期間の制度を設けることとした。このことについては保険の約款において保険料の払いもどしにつき同様の措置をとる意向であるので、お含みおき願いたい。なお、既に効力を生じている保証関係についてこの変更の効力を当然に及ぼすことは妥当でないので、変更後の新規保証に係る保証料について適用することとした。（附則参照）。

9 第19条及び第21条（委託業務に関する準則）について

協会の業務一般を委託することとする協会は、現在ではむしろ例外に属するようになっているので、方法書例としてもこれに対応して条文を整理した。

10 第27条（金融機関からの報告徴収）について

被保証債務の弁済状況について金融機関から報告を求める場合を一律に毎月と定めることなく、弾力的に運用しうることとした。

11 様式について

（1）業務に必要な書類の様式については、総会の決議および主務大臣の認可を要する業務方法書の記載事項とせず、各協会においてこれを定めることとし、手続の煩雑を避けるとともに、金融事情の変更等があつた場合に弾力的に対処しうることとした。

（2）様式については、今後事務の簡素化を旨として改善を図るようにされたい。改善に際しては、金融機関等とも十分協議することを要することはもちろんであるが、統一した取扱いとすることが望ましいので、各ブロック又は事務担当者会議においてあるいは社団法人漁業信用基金中央会を中心として検討されることを期待する。

第3 手続その他

1 定款および業務方法書の変更は、改正法の施行が予定される7月1日以降において主務大臣の認可があつた日から、その効力を生ずることとなるので、丁知ありたい。なお、先に通達した保証料の変更に関する業務方法書の変更手続を制度改正に関する業務方法書の変更手続とあわせ行なおうとする協会にあつては、附則にたとえば「第15条の変更規定は、昭和 年 月 日以降に保証した債務について適用する。」という規定を設け、適用関係を明確に規定することとされたい。

2 定款および業務方法書の変更については、業種別協会を除き、今後とも道府県当局と十分協議するとともに、認可申請に際しては道府県を経由して関係書類を送付することとされたい。なお、今回の定款および業務方法書の変更の認可については可能な限りにおいて改正法施行予定期日である7月1日付けをもつて正式に文書を受理し、同日付けをもつて認可することとしたいので、その点お含みのうえ、総会の議決後なるべくすみやかに主務大臣あてに関係書類を送付するようにされたい。

別紙1

漁業信用基金協会定款例の変更

漁業信用基金協会定款例の一部を次のように変更する。

第1条を次のように改める。

第1条 本協会は、中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付けについてその債務を保証し、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図る事を目的とする。

第2条第1号中「会員の債務」を「会員（ロに掲げる資金については、会員が漁業協同組合である場合には、その組合員を含む。）の債務」に改め、同号ロ中「会員」の下に「（会員が漁業協同組合である場合には、その組合員を含む。）」を加え、同号ハ中「水産業協同組合」を「漁業協同組合又は漁業協同組合連合会」に、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 左に掲げる資金の借入れによる金融機関に対する会員（ロに掲げる資金については、会員が水産加工業協同組合である場合にはその組合員を含み、漁業協同組合である場合にはその組合員とする。）の債務の保証

イ 会員たる水産加工業協同組合がその組合員に対しその水産加工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員（会員が水産加工業協同組合である場合にはその組合員を含み、漁業協同組合である場合にはその組合員とする。）たる水産加工業を営む者がその水産加工業を営むために必要な資金

ハ イ及びロに掲げるものを除くほか、会員たる水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会がその事業を行うために必要な資金

第7条中「法第55条」を「中小漁業融資保証法（以下、「法」という。）第55条」に改める。

第9条第1項各号別記以外の部分中「又は本協会」を「及び本協会」に改め、同項第5号中「千トン」の下に「（業種別漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、2千トン）」を加え、同号の次に次の4号を加える。

6 水産加工業協同組合

7 水産加工業協同組合連合会（信用水産加工業協同組合連合会を除く。）

8 水産加工業を営む個人

9 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつてその常時使用する従業者の数が40人以下であるもの

第10条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

1 前条第1項第4号、第5号又は第9号に掲げる者にあつては、その者に該当することを証する書面

2 漁業又は水産加工業を営む者にあつては、その営む漁業又は水産加工業の概要を記載した書面

3 地方公共団体以外の法人にあつては、定款並びに代表者の住所及び氏名を記載した書面

第10条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 水産業協同組合にあつては、加入について総会の議決を経たことを証する書面

第12条中「失つたとき」の下に「、又は次の事項について変更が生じたとき」を加え同条に次の二号を加える。

1 氏名若しくは名称又は住所

2 地方公共団体以外の法人にあつては、定款又は代表者の住所若しくは氏名

第15条第3項を次のように改める。

3 会員の脱退の際当該会員につき左の各号に掲げる事由の存するときは、本協会は、当該各号の保証をしている債務につきその債務者にかわつて弁済をしないことが明らかになるまで又は当該各号の求償権に係る債務が完済されるまでは、その脱退した者に対し前2項の払いもどしを停止するものとする。

1 本協会が当該会員の債務を保証していること又は当該会員に代わつて債務を弁済したことにより取得した求償権を有すること。

2 当該会員が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合において、本協会が当該組合の組合員の借り入れた第2条第1号ロ若しくは第2号ロに掲げる資金

に係る債務を当該組合の組合員として保証していること又はその組合員としてした保証に係る債務を当該組合員に代わつて弁済したことにより取得した求償権を有すること。

第22条第1項第1号中「若しくは漁業生産組合」を「、漁業生産組合若しくは水産加工業協同組合」に、「准組合員を除く」を「准組合員を除き、法人にあつてはその代表者とする。」に改め、「漁業協同組合連合会」の下に「若しくは水産加工業協同組合連合会」を加え、同項第2号中「漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）」を「法人（水産業協同組合及び地方公共団体を除く。）」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

第26条の2 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、業務方法書、規約及び総会の決議を遵守し、本協会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、本協会に対して連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

3 役員がその職務を行なうに當つて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

第32条の2 総会の議事については、議事の経過の概要及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

第35条を次のように改める。

第35条 本協会の余裕金は、左の方法により運用する。

- 1 県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行又は信用金庫への預金
 - 2 国債証券、地方債証券又は農林債券その他特別の法律により法人の発行する債券の保有
 - 3 銀行への金銭信託（元本補てん契約のあるものに限る。）又は貸付信託の受益証券若しくは社債券（一般担保付又は物上担保付の債券に限る。）の保有
- 2 本協会が前項第3号に掲げる方法によつて運用する余裕金の額は、余裕金総額の5分の1をこえてはならないものとする。

別紙 2

漁業信用基金協会業務方法書例の変更

漁業信用基金協会業務方法書例の一部を次のように変更する。

目次中「第1章 被保証人の資格（第1条）」を「第1章 被保証人の資格及び保証する債務（第1条）」に改め、

「様式第1号 債務保証委託書及び約款

様式第2号 債務保証協議書

様式第3号の1 債務保証書

様式第3号の2 債務保証書

様式第4号 債務保証承諾書

様式第5号 債務保証付貸付報告書

様式第6号 保証契約変更願書

様式第7号 保証契約変更協議書

様式第8号 保証契約変更書

様式第9号 保証契約変更承諾書

様式第10号 保証料送金通知書

様式第11号の1 代位弁済支払請求書

様式第11号の2 代位弁済支払請求書」を削る。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 被保証人の資格及び保証する債務

第1条を次のように改める。

第1条 本協会は、本協会の会員（地方公共団体を除き、会員が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合にあっては、その組合員である中小漁業者又は水産加工業を営む者を含む。）を被保証人とし、被保証人が左に掲げる金融機関から次条に掲げる資金を借り入れることにより当該金融機関に対して負担する債務を保証するものとする。

1 農林中央金庫

2 信用漁業協同組合連合会

3 水産業協同組合法第11条第1項第1号及び第2号の事業を行なう漁業協同組合であつて総会の議決を経て本協会が指定するもの

4 銀行

5 信用金庫

6 水産業協同組合法第93条第1項第1号及び第2号の事業を行なう水産加工業協同組合であつて総会の議決を経て本協会が指定するもの

第2条中「及び」を「又は」に改め、同条第2号ト中「又はへ」を「へ又はト」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト その他漁業経営上必要な資金

第2条第3号イ中「漁業用資材」を「漁業用物資」に改め同号中ロの次に次のように加える。

ハ 水産物の共同加工

第2条に次の4号を加える。

5 水産加工業の経営に必要な運転資金で左に該当するもの

イ 水産加工用の原料又は材料の購入

ロ 水産加工用の資材の購入

ハ 水産加工施設の小修理

ニ その他水産加工業の経営上必要な資金

ホ 漁業協同組合又は水産加工業協同組合のその組合員に対する貸付資金であつてその用途がイロハ又はニに該当するもの

6 水産加工業の経営に必要な設備資金で左に該当するもの

イ 水産物の加工に必要な設備の新設、購入、改装又は修理

ロ 水産加工用の原料若しくは材料又は製品の保蔵に必要な設備の新設購入、改装又は修理

ハ 漁業協同組合又は水産加工業協同組合のその組合員に対する貸付資金であつてその用途がイ又はロに該当するもの

7 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の事業に必要な運転資金で左に該当するもの

- イ 水産加工用の原料又は材料の共同購入
- ロ 水産加工用の資材の共同購入
- ハ 生産物の集荷販売
- ニ 生産物の共同加工

8 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の事業に必要な設備資金で共同販売施設、共同加工施設、水産倉庫、冷凍設備、冷蔵庫等の共同利用施設の新設、購入又は修理に必要なもの

第3条を次のように改める。

第3条 1 被保証人についての保証金の金額の最高限度は、その者が会員である場合には本協会に対するその者の出資金の額の 倍とし、その者が会員たる漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下「組合」という。）の組合員であつてその組合の組合員として保証を受ける場合には50万円とする。

2 本協会が組合（その組合の組合員として保証を受けようとする者を含む。）に対し新たに保証しようとする場合に、新たに保証する金額と既にその組合（その組合の組合員として保証を受けた者を含む。）に対してした債務保証の残高との合計額が本協会に対するその組合の出資金の額の 倍をこえるときは、そのこえる金額については、前項の規定にかかわらず、新たに保証しないものとする。

第3条に次の備考を加える。

備考1 第1項の「倍」と第2項の「倍」とは、同じ数値を記載すること。

2 市町村の出資を漁業協同組合の出資に加算して保証の金額の最高限度を定めようとする協会は、本条に次の1項を追加すること。

3 前2項の場合において、会員が漁業協同組合であるときは、市町村の出資金は、当該市町村が、その指定する組合に、その組合（その組合の組合員として保証を受ける者を含む。）の債務の保証のための出資金の額に加算することとして割り当てた額を、その組合の出資金の額に加算して計算するものとする。

第4条第3項を削る。

第5条第1項中「4倍」を「倍」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「合計額」の下に「並びに同条第5号から第8号までの資金に対する保証の金額の合計額」を加え、「第1項」を「それぞれ前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「左の各号に掲げる金額の合計額の4倍」を「本協会の余裕金総額の 倍」に改め、同項中第1号から第4号までを削り、同項を同条第3項とし、同条に次の備考を加える。

備考 第1項の「倍」と第3項の「倍」とは、同じ数値を記載すること。

第6条第1項を次のように改める。

本協会の行なう保証に係る借入れの期間の最高限度は、運転資金については1年（理事の過半数が特に必要があると認めた場合には2年）とし、設備資金については、8年とする。

第6条第3項を削る。

第7条第1項中「中小漁業者」の下に「若しくは水産加工業者」を加える。

第8条に次の1項を加える。

2 組合の組合員がその組合の組合員としてその組合以外の金融機関に対する債務につき保証を受けようとする場合には、その組合の発行するあつせん書又は承諾書を本協会に提出しなければならない。

第9条第1項中「（様式第1号）」を削り、同条第2項中「（様式第2号）」を削る。

第10条第2項中「（様式第3号の1又2）」及び「（様式第4号）」を削る。

第11条中「（様式第5号）」を削る。

第12条第1項中「（様式第6号）」を削り、同条第2項中「（様式第7号）」を削る。

第13条第2項中「（様式第8号）」及び「（様式第9号）」を削る。

第16条第4項中「（様式第10号）」を削る。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、払いもどすべき保証料の額が百円に満たない場合及び保証料の払いもどしを請求することができることとなつた時から1年を経過したときは、この限りでない。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

備考 求償権の行使以外の業務をも委託しようとする協会にあつては、本条を次のように記載すること。

第19条 本協会は、その業務に係る書類の受理、審査、作成及び公布を
に委託するものとする。

第20条各号列記以外の部分中「（違約金の徴収を含む。）」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

1 漁業協同組合及び水産加工業協同組合

2 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会

第21条を次のように改める。

第21条 削除

備考 求償権の行使以外の業務をも委託しようとする協会にあつては、本条を次のように記載すること。

第21条 第19条の規定により業務の委託を受けた は、金融機関から送付された債務保証委託書又は保証契約変更願書につき、すみやかに、審査を行ない、本協会に審査の結果を通知するものとする。

第27条中「毎月」を「必要に応じ」に、「求めるものとする」を「求めることができる」に改める。

第30条第2項中「（様式第11号の1又2）」を削る。

様式第1号から様式第11号の2までを削る。

附 則

第17条の変更規定は、変更認可の日以後に保証をした借入金について適用する。